

第2条【差別の禁止】

すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、性のちがい、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。



| 担当課名 | 事業名 | 事業内容 | 条約との関連性 |
|--------|---------------------------------|--|---|
| 市民協働課 | 人権尊重のまちづくりの推進 | 市民の人権意識の高揚のため、生活の場において身近で参加しやすいテーマで人権講演会を実施する。 | あらゆる差別を許さず、一人ひとりが等しく尊重される存在であることを理解できるような講座を開催している。 |
| 保育幼稚園課 | 通常保育事業 特定教育・保育事業 障害児保育の推進 | 子どもは、国籍、家庭環境又は障害の有無にかかわらず、保護者が申請した教育・保育給付認定に基づき、保育所、認定こども園及び幼稚園を利用することができる。 | 保育所等の入所について、全ての子どもは平等であり、国の違い等により差別されない。 |
| 学校支援室 | 人権教育の推進 | 香芝市人権教育研究会が中心となり、学校教育全般において人権教育を行う。 | 多様性を尊重し共生意識を育てる教育を推進することで、差別をしない人格の形成に努めている。 |
| | いじめ防止対策 | 年2回独自のアンケートを子どもを対象として実施し、各校からその結果に係るヒアリングを行う。また、人権教育及び道徳教育を通していじめを許さない意識を育む。 | アンケートの結果をいじめの早期発見、早期対応に向けて効果的に活用するとともに、アンケートで把握できた子どものいじめに対する意識を踏まえ、道徳教育及び人権教育を実施することでいじめ防止に取り組むことができている。 |

第3条 【子どもにもっともよいことを】

子どもに関係のあることが決められ、行われるときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。



| 担当課名 | 事業名 | 事業内容 | 条約との関連性 |
|--------|---------------------------------|---|---|
| 保育幼稚園課 | 通常保育事業 特定教育・保育事業 障害児保育の推進 | 保育所、認定こども園及び幼稚園において、一人一人の発達及び個性を尊重した保育を実践する。 | 保育所保育指針において、「入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することにより最もふさわしい生活の場でなければならない」とされている。認定こども園及び幼稚園においても同様である。 |
| 学校支援室 | こどもの悩み相談体制の充実 | スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーや不登校相談員を配置し、学校や家庭における子どもに関する様々な相談の対応。必要に応じた情報提供及び関係機関との連携を行って支援を行う。 | 専門職によるカウンセリングや面談を実施し、子どもの意向を確認したうえで支援方針を設定している。必要に応じ関係機関と連携した多角的支援により、表面化した課題の解決のみに留まらず、子どもの最善の利益を守るため予防を目的とした支援も行っている。 |

第6条【生きる権利・育つ権利】

すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。



| 担当課名 | 事業名 | 事業内容 | 条約との関連性 |
|-------|-------------------------|--|---|
| 健康衛生課 | 予防接種事業 | 予防接種法に基づき定期予防接種を行う。未接種者に対しては、健診時等を通じて呼び掛けを行うなど、接種率の向上を図る。 | A類定期接種は、集団予防及び重症化しやすい疾病の予防を目的としている。感染症による患者の発生や死亡者の大幅な減少をもたらすなど、感染症対策上極めて大きな役割を果たしている。 |
| 学校支援室 | 教育・保育施設における防犯、防災教室の開催推進 | 教職員向けの不審者対応訓練、救命救急講習会を実施している。また、避難訓練、防災教室等も実施する。 | 教職員向けの訓練、講習会を行うことで、こどもの命を守る適切な取組を教職員が行えるようにしている。また、避難訓練、警察等との連携による防犯教室の実施により、子どもの自助力を育成向上させることに努めている。 |
| | 保健学習の充実 | 香芝市養護部会を中心に研究を推進し、「保健だより」を活用した啓発、学級活動や保健体育科の学習におけるとの連携した取組を実施する。 | 子どもが生涯にわたり、健康保持に必要な基礎基本の能力を育成すると共に、知識を身に付けることができている。 |
| | 交通安全啓発事業 | 「合図して ゆずってもらって 笑顔でお礼」の標語が、こどもに浸透して実践につながるよう、香芝警察署と連携して、動画やポスターを活用し、交通安全啓発活動や交通安全教育を実施する。 | 信号機のない横断歩道における安全な渡り方を習得させることで、交通ルールを守ること自身命を守ることを理解させることができている。 |

第12条【意見を表す権利】

子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。



| 担当課名 | 事業名 | 事業内容 |
|--|-------|--|
| 生涯学習課 児童福祉課 | こども議会 | 本市が指定するテーマを基に、こども議員が市政等についての意見や質問を作文としてまとめて議場にて発表し、市長などがその意見や質問に対して答弁する。 |
| 条約との関連性 | | |
| <p>こどもの意見表明の場を設定しているもの。 日頃、伝える機会のない市への意見を、直接に伝えて要望することができ、また、その意見に対して行政としての回答をこどもへ伝えることで、聞くだけでなく、思いを受け止めることができている。</p> | | |

第13条【表現の自由】

子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。



| 担当課名 | 事業名 | 事業内容 | 条約との関連性 |
|--------|---------------------|--|---|
| 市民図書館 | 蔵書整備事業 | 図書館資料を収集、整理、保存する。また、内容等が古くなった資料を除籍することで、適切な資料が提供できるよう管理する。 | こどもが自由に伝えたり表現したりするために必要な情報や考えを得るための手段の一つである本等を収集し、提供している。 |
| 保育幼稚園課 | 通常保育事業 特定教育・保育事業 | 保育所、認定こども園及び幼稚園において、子ども一人一人の思い及び感じたことを大切にし、自分らしく表現する自由が尊重される教育を行う。 | 幼稚園教育要領において、「幼児のありのままの姿を大人がもっている判断の基準にとらわれることなく、そのまま受け止め、期待をもって見守ることである。」とある。保育所及び認定こども園においても同様である。 |

第17条【適切な情報の入手】

子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れる権利をもっています。国は、本、新聞、テレビ、インターネットなどで、子どものためになる情報が多く提供されるようにすすめ、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。



| 担当課名 | 事業名 | 事業内容 | 条約との関連性 |
|-------|-------------------------|--|---|
| 市民図書館 | 蔵書整備事業 | 図書館資料を収集、整理、保存する。また、内容等が古くなった資料を除籍することで、適切な資料が提供できるよう管理する。 | こどもが自分で情報を手に入れる手段の一つである本等を収集、整理し、また、管理することでこどもが必要な情報を入手できるようにしている。 |
| | 学校との連携による身近に「本がある環境」の充実 | より身近に「本がある環境」を整備するため、学校で市民図書館の本が活用できる取組を実施する。 | こどもが自分で情報を手に入れる手段の一つである本等をこどもの身近な場所で利用できる環境を作ることで、適切な情報の入手を容易にしている。 |
| | 教育・保育施設への出張図書館 | 教育・保育施設への移動図書館車等による貸し出しや配本、読み聞かせ等を通じて、こどもが本と触れ合える機会をより多く提供する。 | こどもが自分で情報を手に入れる手段の一つである本等をこどもの身近な場所で利用できる環境を作ることで、適切な情報の入手を容易にしている。 |
| | 電子図書館事業 | 図書館で選定して収集した電子書籍コンテンツを利用者の手持ちのパソコン、タブレット端末、スマートフォンで閲覧できるサービスを提供する。 | 電子図書館は、インターネットに接続できる端末があれば、時間や場所に関係なく利用でき、また、提供している電子書籍コンテンツも出版されたものが中心で信頼性が高いと言え、こどもは必要で適切な情報をいつでも入手できる。 |
| 学校支援室 | 情報教育の推進 | 情報リテラシー教育を各教科等の授業や外部講師を招いた特別授業等において実施する。 | SNSトラブル及び犯罪の実態を踏まえ、それらに巻き込まれないための手立てを学ぶ機会を設定することで、子ども自身をよくない情報から守ることができるよう努めている。 |

第18条【子どもの養育は
まず親に責任】

子どもを育てる責任は、まずその両親（保護者）にあります。国はその手助けをします。



| 担当課名 | 事業名 | 事業内容 | 条約との関連性 |
|-------|-----------------|---|--|
| 学校教育課 | 就学援助事務 | 経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、就学に必要な経費の援助を行う。 | 児童生徒の保護者へのサポートに当たる。学用品費や遠足、修学旅行等に要する費用を補助することで、子どもを育てる責任のある親・保護者をサポートしている。 |
| | 標準服無償化事業 | 小中学校に入学する新1年生の保護者に対し、標準服購入に要する費用を補助する。市立小中学校以外の学校に入学する場合は、給付金を支給する。 | 児童生徒の保護者へのサポートに当たる。標準服購入に要する費用を補助することで、子どもを育てる責任のある親・保護者をサポートしている。 |
| 児童福祉課 | 虐待に係る対応 | 関係機関との連携を強化し、早期発見及び早期対応を行うことで重篤化を防止する。また、相談体制の充実や防止対策の強化を行い、子どもへの適切なケアに努める。 | 虐待等が心配される家庭に対して継続的に支援を行っている。 また、子育ての悩みに対して相談や助言等を行うことが、親の子育て力を高め、親としての責務を認識させること該当すると考える。 |
| | 親と子の健康づくりの推進 | 乳幼児健診や家庭訪問等を実施し、乳幼児に係る母子の健康づくりを推進するとともに、子育て不安の解消や養育支援、病気等の未然防止及び早期発見に努める。 | 健康診査を各時期の育児上のポイントを親と確認できる機会として捉え、安心して子育てができるように支援していくことが、子育ての手助けに該当すると考える。 |
| | 保護者を対象とした相談及び支援 | 保護者からの様々な観点からの子育てに係る相談への対応及び継続的支援を行う。 | 子育てに対する相談対応や継続的な支援を行うことが子育ての手助けに該当すると考える。 |

第19条【あらゆる暴力からの保護】

どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどをうけたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。



| 担当課名 | 事業名 | 事業内容 | 条約との関連性 |
|-------|---------------------|---|---|
| 市民協働課 | DV等の暴力根絶の意識啓発及びDV対応 | 小中学生に対し、発達段階に応じたDV等のあらゆる暴力に関する講座を開催している。 | 子どもが暴力から守られ、対等で尊重される人間関係を築く力を育てるもの。交際関係等における暴言や束縛、性的強要などをもう力として正しく理解させ、被害の未然防止と早期相談につなげる。 |
| 児童福祉課 | 虐待に係る対応 | 関係機関との連携を強化し、早期発見及び早期対応を行うことで重篤化を防止する。また、相談体制の充実や防止対策の強化を行い、子どもへの適切なケアに努める。 | 子どもへの身体的暴力だけでなく、不適切な扱い（虐待）に対して、直接的に対応する業務であることから、19条と関係が深いものと思われる。 |

第20条【家庭をうばわれた
子どもの保護】

家庭をうばわれた子どもや、その家庭環境にとどまることが子どもにとってよくないと判断され、家庭にいることができなくなった子どもは、かわりの保護者や家庭を用意してもらおうなど、国から守ってもらうことができます。



| 担当課名 | 事業名 | 事業内容 |
|--|---------|---|
| 児童福祉課 | 虐待に係る対応 | 関係機関との連携を強化し、早期発見及び早期対応を行うことで重篤化を防止する。また、相談体制の充実や防止対策の強化を行い、子どもへの適切なケアに努める。 |
| 条約との関連性 | | |
| 虐待等を受けて家庭内に安心できる居場所を失った子どもに対し一時保護を行うこともあり、それが20条に該当すると考える。 | | |

第23条【障がいのある子ども】

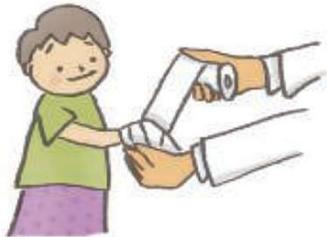
心やからだに障がいがある子どもは、
 尊厳が守られ、自立し、社会に参加
 しながら生活できるよう、教育や訓
 練、保健サービスなどを受ける権利
 をもっています。



| 担当課名 | 事業名 | 事業内容 | 条約との関連性 |
|--------|--------------|---|---|
| 社会福祉課 | 障害福祉サービス等の給付 | 障害児の特性や発達の状況を適切にアセスメントし、障害福祉サービス等を給付する。 | 障害や成長に不安を抱える保護者の相談に乗り、必要性を十分にアセスメントした上で障害福祉サービスを給付することで、障害児の将来の自立と社会参加を支援し、家族の負担の軽減を図る。 |
| 保育幼稚園課 | 障害児保育の推進 | 子どもは、障害の有無にかかわらず、保護者が申請した教育・保育給付認定に基づき、保育所、認定こども園及び幼稚園を利用することができる。また子どもの発達及び個性を尊重した保育を実践する。 | 保育所等において、必要に応じて加配保育士を配置し、子どもの発達及び個性を尊重した保育を実践している。 |
| 学校支援室 | 特別支援教育の推進 | 小中学校に特別支援学級を設置し、障害の程度に応じた教育を行うとともに特別支援に関する教育相談を随時実施する。 | 教育相談、特別支援教育巡回相談の利用で、こども個々の状況に応じたよりよい支援・教育に繋がっており、安心して社会参加を行うことができている。 |
| | 教育相談支援事業 | 一人ひとりに応じた学習環境（特別支援教育・教育相談）を提供します。また、福祉等の関係機関と連携して、いじめの防止や不登校児童生徒の支援に取り組むなど、きめ細かな教育を進めます。 | 子どもに応じた学習環境を提供することで、身体や心の障害にかかわらず教育を受けられるようにしています。 |

第24条【健康・医療への権利】

子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。



| 担当課名 | 事業名 | 事業内容 | 条約との関連性 |
|-------|-----------------|--|---|
| 健康衛生課 | 乳幼児発育・発達相談 | 乳幼児健康診査や乳幼児相談等で疾病や障害、成長に不安のある場合、プライバシーに留意しつつ、親がこどもの状態を受け止めて前向きに育児ができるように、発達相談や親子教室等を通じて支援する。 | こどもの成長に応じて、発達相談や親子教室等といった、適切な保健・医療サービスを受ける権利があるという趣旨に関係している。 |
| | 小児医療の充実 | こどもの健康管理や疾病予防に関して「かかりつけ医」の推進や地域や医師会との連携強化を図る。また、休日夜間の診療体制を確保していく。 | かかりつけ医の推進や休日夜間の診療体制について、こどもが健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利があるという趣旨に関係している。 |
| | 医療機関情報の提供・意識の啓発 | こども救急電話相談や奈良県救急安心センター相談ダイヤルの周知を図り、本市の医療機関に関する情報提供を行うとともに、適切な医療が受けられるように啓発に努める。 | 救急の相談先の周知や本市の医療機関情報の情報提供は、こどもが健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利があるという趣旨に関係している。 |
| | 心の健康相談室 | こどもの発達上の心配やこころの問題等、より問題が深く専門的な対応が必要なケースに対し、公認心理士や臨床心理士による相談支援を実施している。また、保育所や幼稚園、認定こども園等での集団生活において発達相談等の支援が必要と判断された幼児に対し、保護者へ相談支援を実施する。 | こども及び保護者への発達相談支援は、支援が必要と判断された幼児に対して、適切な保健・医療サービスにつなぐことに関して趣旨に関係している。 |

| 担当課名 | 事業名 | 事業内容 | 条約との関連性 |
|-------|-------------------|---|---|
| 国保医療課 | こども医療費の助成 | こども（0歳～18歳）の健康の保持及び福祉の増進を図るため、こどもを養育している者に対し、当該こどもに係る医療費の助成を行う。 | こどもが医療や保健サービスを受けるために実施しているもの。経済的な負担を軽減し、必要な医療サービスの受診等を促している。 |
| | ひとり親家庭等医療費の助成 | ひとり親家庭の親及びこども（0歳～18歳）、父母のないこどもの保健の向上と福祉の増進を図るため、一定の所得額未満の者に医療費の助成を行う。 | |
| | 心身障害者医療費の助成 | 身体障害者手帳1級、2級または療育手帳を所持している者（1歳～74歳）の健康の保持及び福祉の増進を図るため、該当者に医療費の助成を行う。 | |
| | 未熟児養育医療費の助成 | 身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児（1才未満）が指定養育医療機関で治療に要する医療費を公費負担する。 | |
| 保健給食課 | 公立小学校・中学校生理用品設置事業 | 必要とするこどもがいつでも使用できるよう、全ての公立小学校及び中学校の女子トイレに生理用品を設置する。 | 保健サービスを受ける機会を提供するもの。経済的理由や思春期の心と体の変化に伴うとまどい等で学校に生理用品を持参あるいは職員にもらいに行けないこどもを含め、全てのこどもが気軽に安心して生理用品を使用することができる。 |
| | 健康診断体制の充実 | 学校での各種健診や検査体制の充実により、疾病の早期発見及び早期治療に努め、こどもが自分自身の身体に目を向け、より良い生活習慣を身に付ける機会の充実を図る。 | こどもたちが健やかに学習・生活できる環境を確保し、疾病や発育の異常を早期に発見し対応するもの。健診を通じて、重症化の防止や学習機会の確保、学習環境の安定化及びより良い生活習慣の育成につなげることができる。 |
| 児童福祉課 | 親と子の健康づくりの推進 | 乳幼児健診や家庭訪問等を実施し、乳幼児に係る母子の健康づくりを推進するとともに、子育て不安の解消や養育支援、病気等の未然防止及び早期発見に努める。 | 乳幼児の健康状態等の確認や、必要な医療を受けることが24条と関係している。 |

だい 第26条 じょう 【社会保障しゃかいほしょうを受ける権利うけるけんり】

子どもは、生活せいかつしていくのにじゅうぶ
 んなお金かねがないときには、国くにからお
 金の支給しきゅうなどを受ける権利けんりをもつて
 います。



| 担当課名 | 事業名 | 事業内容 | 条約との関連性 |
|-------|-----------|--|--|
| 生活支援課 | 生活保護制度の利用 | 生活保護制度の申請手続きをし、受給決定となった場合、生活・住宅・医療・教育・生業・出産等の各種扶助費が支給され、子どもがいる生活困窮世帯の最低生活が保障される。 | 生活保護制度の利用により、子どもがいる世帯の最低生活が保障されることで、「健康で文化的な最低限度の生活」を支える子どもの権利保障につながる。 |
| 児童福祉課 | 手当等給付事務 | 児童手当や貸付など、金銭の給付及び貸付を対象者へ行う。 | 社会保障としての金銭給付及び貸付によって、生活に十分なお金の保障につながると考えるため |

第27条【生活水準の確保】

子どもは、心やからだがすこやかに成長できるような生活を送る権利をもっています。親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、必要なときは、食べるものや着るもの、住むところなどについて、国が手助けします。



| 担当課名 | 事業名 | 事業内容 | 条約との関連性 |
|-------|---------|---|---|
| 保健給食課 | 給食の充実 | 安全でおいしい給食を食べることができるように、給食指導及び栄養指導等の充実を図るとともに、給食を通じて子どもたちの食に関する意識の啓発を図る。 | 安全安心かつ良質な学校給食を提供するもの。健康な生活の基盤となる食事を提供することで、心身の発達に必要な生活水準を等しく確保する役割を担っている。 |
| | 給食費支援事業 | 給食費の一部を市が負担することにより、保護者の経済的負担の軽減を目指す。 | 子どもたちの健やかな成長と学習機会の公平性を確保するもの。子どもたちが栄養不足や金銭的な不安により学習に集中できない事態をできる限り回避し、全ての子どもたちが等しく給食を利用できる環境を整えるとともに、家庭の教育費負担を軽減することができている。 |
| 児童福祉課 | 手当等給付事務 | 児童手当や貸付など、金銭の給付及び貸付を対象者へ行う。 | 児童手当等の子どもを養育するための手当金の給付が、衣食住等における最低限の生活を保障することにつながるため |

第28条【教育を受ける権利】

子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものであってはなりません。



| 担当課名 | 事業名 | 事業内容 | 条約との関連性 |
|-------|------------------|--|---|
| 学校支援室 | 情報教育の推進 | 学習に一人一台端末を効果的に活用する。 | 子どもの状況、環境に応じて、オンラインでの学習体制を整備したり、家庭での活用を推進したりすることで、学習環境の充実に努めている。 |
| | 適応指導教室（すみれ教室）の充実 | 学校に行くことができなくなったり、行きづらくなっている子どもたちが安心して過ごせる場を提供するとともに、こどもの状況に応じた取組を実施する。 | 子どもの状況に応じた学習活動、生活体験活動、相談指導を行うことで、教育を受ける機会を保障している。 |
| 保健給食課 | 食育の推進 | こどもの食への関心を育み、適正量を楽しんで食べられることを目標に、菜園等で身近な農作物の栽培をするなどの活動をしている。今後も、食の重要性を伝える機会を積極的に設け、保護者やこどもへの食育を推進する。 | 食に関する知識を養う機会を提供するもの。こどもたちが自立して社会を生き抜くための教育内容の充実に努めるとともに、学習に専念できる心身の健康維持に寄与している。 |

第29条【教育の目的】

教育は、子どもが自分のもっている能力を最大限のばし、人権や平和、環境を守ることなどを学ぶためのものです。



| 担当課名 | 事業名 | 事業内容 | 条約との関連性 |
|-------|-------------------------|--|--|
| 学校支援室 | 教育情報の交流とネットワーク | 教育の諸課題に対応することができるよう、教員研修や近隣大学と連携した取組を実施する。 | 子どもがもつ能力を学校生活で最大限に伸ばすため、いじめ、不登校等の教育課題を解決するための教員研修を実施し、子どもが安心して通える学校づくりに努めることができている。また子どもの学力向上に向けて近隣大学と交流し、授業研究に努めている。 |
| | 信頼される学校づくりに向けた支援 | 学校評価を学校運営に活用するとともに、学校運営協議会を市内すべての学校に設置し運営する。 | 学校評価から把握できる保護者及び児童生徒の声や、地域住民の代表である学校運営協議会委員とともに学校運営や必要な支援について協議されたことを、学校運営に生かすことで、子どもが安心して学校に通い、充実して学べる学習環境の実現に努めている。 |
| | 保育所・幼稚園・認定こども園と小学校の連携強化 | 香芝市幼・小・中連携協議会が中心となり、小学校教育、中学校教育の円滑な連携を実現するための研究を推進する。 | 子どもの実態を捉えた上で、幼稚園と小学校、小学校と中学校の接続期プログラムを策定し、小1プロブレム、中1ギャップの解消に努めることで、子どもの能力を最大限に伸ばすことができるよう努めている。 |
| 保健給食課 | 食育の推進 | こどもの食への関心を育み、適正量を楽しんで食べられることを目標に、菜園等で身近な農作物の栽培をするなどの活動をしている。今後も、食の重要性を伝える機会を積極的に設け、保護者やこどもへの食育を推進する。 | 食に関する知識を養う機会を提供するもの。農作物を自ら育てる体験は、自然環境への敬意を養い、日常の食事選択に対する成熟した視点を培うことが期待される。加えて、体験を通じて得られる実践的な知識により、抽象的な食育の理解を具体的な行動へと結びつけることができている。 |

第31条【休み、遊ぶ権利】

子どもは、休んだり、遊んだり、文化的・芸術活動に参加したりする権利をもっています。



| 担当課名 | 事業名 | 事業内容 | 条約との関連性 |
|---------|-------------------------------|---|---|
| 公園道路管理課 | 公園の整備 | 子どもたちが安全で快適に遊ぶことができるよう、既存公園の老朽化した遊具の改修等を進めていく。また、街区公園の統廃合を検討し、公園整備の充実を図る。 | 子どもが公園で遊んでいる事を設定しているもの。子どもが、いつでも安全で快適に遊ぶことができる遊具の整備を行うことで、遊ぶ権利を尊重する。 |
| | 駅前広場等における子どもの遊び場等の整備 | 子どもの遊び場等を確保するため、駅前広場等を整備する。 | 子どもが駅前広場等で遊んでいる事を設定しているもの。子どもが、安全で快適に遊ぶことができる駅前広場等の整備を行うことで、遊ぶ権利を尊重する。 |
| 保育幼稚園課 | 通常保育事業 特定教育・保育事業 | 保育所、認定子ども園及び幼稚園において、子どもが自分らしく、遊びを通して主体的な学びが十分に行われるよう保育及び教育を行っている。 | 保育所保育指針において、「全身を使う遊びを楽しむ」、「玩具等に興味をもち、それらを使った遊びを楽しむ」（1歳以上3歳未満児）、「いろいろな遊びの中で十分に体を動かす」、「進んで戸外で遊ぶ」（3歳以上児）等が保育内容として示されている。認定子ども園及び幼稚園においても同様である。 |
| 学校支援室 | 教育・保育施設の園庭・校庭の開放 | 校庭を開放し、身近で安全な遊び場所を提供する。 | 放課後、子どもたちに校庭を開放することで、子どもたちが遊ぶ権利を保障している。 |
| 学校教育課 | 香芝市立小中学校自主校外学習推進制度（ラーケーション制度） | 平日に児童生徒が保護者等と共に自主的に校外で学習活動に取り組むことを推進し、当該学習活動に取り組むことで登校することができなかった場合でも欠席扱いとはしない。 | 学校を休んで自主的に校外で額数活動に取り組むことで、文化的・芸術的な活動に参加できる。 |
| 生涯学習課 | 放課後子ども教室 | 放課後の子どもたちの居場所づくりを目的としている。地域住民を中心としたスタッフと子どもたちで、遊びを中心とした時間を共有する事業である。 | 子どもが自由に遊びを行う場を設定しているものである。日ごろ接することが少ない地域住民の方々と、昔遊びなどを通して関わりを持つことにより、子どものコミュニケーション能力を育成することに寄与する。 |

第33条【麻薬・覚せい剤など
からの保護】

国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを
売ったり買ったり、使ったりすること
にまきこまれないように守らなけれ
ばなりません。



| 担当課名 | 事業名 | 事業内容 |
|---|---------|--|
| 学校支援室 | 保健学習の充実 | 香芝市養護部会を中心に研究を推進し、「保健だより」を活用した啓発、学級活動や保健体育科の学習におけるとの連携した取組を実施する。 |
| 条約との関連性 | | |
| 麻薬や覚せい剤を接収することによる影響を子どもに理解させるとともに、子どもが麻薬や覚せい剤を売ったり買ったり、使ったりすることに巻き込まれないよう、学校が警察と連携することができている。 | | |

第34条【性的搾取からの保護】

くに こどもが じどうポルノや じどうかい 買
 しゅん りよう せいてき ぎやくたい
 春などに利用されたり、性的な虐待
 を受けたりすることのないように守ら
 なければなりません。



| 担当課名 | 事業名 | 事業内容 |
|--|---------|--|
| 学校支援室 | 保健学習の充実 | 中学生を対象として、デートDVを中心とした、DV防止にむけた教育を実施する。「保健だより」を活用した啓発、学級活動や保健体育科の学習におけるとの連携した取組を実施する。 |
| 条約との関連性 | | |
| 子ども自身が性被害を受けたりすることのないよう、学校教育活動にて生命の尊さや互いを尊重する意識の高揚、性についての正しい知識の習得を促すとともに、養護教諭を中心に安心して相談できる体制を整備している。 | | |

第35条【誘拐・売買からの保護】

国は、子どもが誘拐されたり、売り買いされたりすることのないように守らなければなりません。



| 担当課名 | 事業名 | 事業内容 |
|---------------------------------------|------------------------|---|
| 学校支援室 | 学校付近や通学路におけるパトロール活動の支援 | 地域住民や学校関係者による登下校時の見守り活動、地域安全推進員やPTA活動の一環としてPTAによる立哨活動を実施している。 |
| 条約との関連性 | | |
| 見守り活動や立哨活動により、日常的に子どもの安全を見守る体制が整っている。 | | |

第39条【被害にあった子どもの回復と社会復帰】

虐待、人間的でない扱い、戦争などの被害にあった子どもは、心やからだの傷をなおし、社会にもどれるように支援を受けることができます。



| 担当課名 | 事業名 | 事業内容 |
|--|---------|---|
| 児童福祉課 | 虐待に係る対応 | 関係機関との連携を強化し、早期発見及び早期対応を行うことで重篤化を防止する。また、相談体制の充実や防止対策の強化を行い、子どもへの適切なケアに努める。 |
| 条約との関連性 | | |
| 虐待等の案件によって対応した児童においては、要保護対策協議会によって継続して支援を行っていくことから、39条に該当すると考える。 | | |

だい 第40条【子どもに関する司法】

つみ おか 罪を犯したとされた子どもは、ほか
 ひと じんけん たいせつ の人の人権の大切さを学び、社会に
 じぶんじしん やくわり もどったとき自分自身の役割をしっ
 かんが かり果たせるようになることを考え
 あつか けんり て、扱われる権利をもっています。



| 担当課名 | 事業名 | 事業内容 |
|--|---------------------|---|
| 社会福祉課 | 香芝市更生支援の推進に関する条例の制定 | 香芝市更生支援の推進に関する条例を制定し、非行少年及び非行少年であった者が早期に更生し、再び非行少年となることを防止するため、その心身及び生活の状況に応じて学校等の関係機関等、家庭及び地域と連携し、又は協力し、非行少年の能力に応じた教育上の必要な支援を行う。 |
| 条約との関連性 | | |
| 非行少年を含む罪に問われた者に対し、本市、学校及び関係団体等と連携して支援することで、地域で自立した生活を送り、再犯を防止することを目的に、今後条例の制定を実施する予定である。 | | |